

公益社団法人宮城県獣医師会の役員等職務権限に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）定款第21条及び第22条による基本的な職務及び権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(会 長)

第2条 会長は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 会長の職務権限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 月次決算及び期末決算に関すること。
- (4) 理事会その他重要な会議に関すること。
- (5) 定款、規程等の制定、改廃に関すること。
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 人事制度、給与制度に関すること。
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること。
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること。
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること。
- (12) 役員の出張及び職員の国外出張に関すること。
- (13) 重要な契約の締結に関すること。
- (14) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (15) 重要な業務の委託又は受託に関すること。
- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (17) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (18) 予備費の使用に関すること。
- (19) 予算の流用に関すること。
- (20) 基金に関すること。
- (21) 会費に関すること。
- (22) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (23) 労働契約に関すること。
- (24) 登記に関すること。
- (25) 寄付金の受入に関すること。
- (26) その他法人の重要事項に関すること。

(副会長)

第3条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、会長の業務の執行に係る職務を代行する。

(専務理事)

第4条 専務理事は、この法人の業務を部門別に分担執行する。各専務理事の担当する業務部門は、理事会において決定する。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

(常務理事)

第5条 常務理事は、この法人の業務を部門別に分担執行する。各常務理事の担当する業務部門は、理事会において決定する。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。
(業務執行理事)

第6条 役付理事以外の業務執行理事は、会長の命に従い、所管業務を執行する。
(事務局長)

第7条 事務局長は、会長の命に従い、次の職務を行う。

- (1) 1件当たりの金額が100万円未満の収入、給料手当等の人件費及び100万円未満の支出予算の執行に関すること。
- (2) 雇用職員の任免に関すること。
- (3) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (4) 職員の通勤手当に係る確認、決定及び改定に関すること。
- (5) 職員の出張に係る確認、決定に関すること。
- (6) 育児休業、育児短時間勤務及び介護休業に関すること。
- (7) 安全、衛生、防災管理に関すること。
- (8) その他他の部に属しない事項の処理に関すること。

(食鳥検査センター所長)

第8条 食鳥検査センター所長は、会長の命に従い、次の職務のうち食鳥検査業務に関するものを行う。

- (1) 食鳥検査およびその措置に関すること。
- (2) 雇用契約職員の任免に関すること。
- (3) 安全、衛生、防災管理に関すること。
- (4) 職員の出張、休暇、時間外勤務に関すること。
- (5) 講習会、職員研修に関すること。
- (6) その他食鳥検査業務にかかり他の部に属しない事項の処理に関すること。

(補 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。